

# 西尾市工事請負業者指名基準

指名競争入札に参加する者を指名・選定する場合の基準は、次のとおりとする。

## 1. 原 則

工事を指名競争入札に付そうとするときは、市内・準市内を中心に別表に定める「指名ランク表」「発注標準表」及び「指名業者数表」により、発注予定工事の設計金額に相応する者の中から選定するものとし、次の各項に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、選定しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 当該工事についての技術的適性
- (6) 手持ち工事の状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

## 2. 上 下 位

前号の有資格者の数が少数である場合においては、発注標準に対し、指名ランク表の直近上位又は下位のランクに属する有資格業者を指名することができる。

## 3. 工 事 成 績

前2号の規定にかかわらず、工事成績が特に優秀な者は、1号の有資格業者の2ランク下位の等級に属する者を指名することができる。

## 4. 特 別 な 技 術

特別な技術を要する工事と認められるものについては、1号及び2号の規定にかかわらず、有資格業者で2ランク以上上位の等級に属する者を指名することができる。

## 5. 災 害 時 等

災害等の理由により緊急に施工する必要がある工事については、1号及び2号の規定にかかわらず、有資格業者で2ランク以上上位の等級に属する者を指名することができる。

## 6. そ の 他

前2号の規定にかかわらず、特に地域性や関連性等を加味する必要があると認められる場合は、有資格業者で2ランク以上上位の等級に属する者を指名することができるものとする。

附則

この基準は、平成12年4月1日より施行する。

この基準は、平成15年4月1日より施行する。

この基準は、平成16年5月1日より施行する。

この基準は、平成17年4月1日より施行する。

この基準は、平成18年2月1日より施行する。

この基準は、平成23年4月1日より施行する。

別表1 指名ランク表

ランク	総合数値
A	800点以上
B	700点以上800点未満
C	600点以上700点未満
D	600点未満

別表2 発注標準表（土木一式、建築一式工事に適用）

設計金額	標準ランク
1,000万円以上	A
500万円以上 1,000万円未満	B
300万円以上 500万円未満	C
300万円未満	D

別表3 指名業者数表

設計金額	指名業者数
130万円以下	4者以上
130万円を超え 500万円未満	6者以上
500万円以上 1,000万円未満	7者以上
1,000万円以上 3,000万円未満	8者以上
3,000万円以上1億2,000万円未満	9者以上
1億2,000万円以上	10者以上
プロポーザル	8者程度
コンペ	6者程度